

覚醒剤研究者指定継続申請等にかかる留意事項

1. 覚醒剤研究者指定申請について

対象者

令和7年12月31日で現在の指定の有効期間が満了し、引き続き令和8年以降も指定を必要とする者。

提出先と申請方法

業務所の所在地の管轄窓口(下表)に持参

提出期間

令和7年9月1日(月)～9月24日(水)(土日祝日除く) **9時～12時、13時～17時**

(ただし、大阪府各保健所の管轄地域の業務所については各保健所の提出期間に準ずる。)

申請に必要なもの

- ☐ 継続指定申請書
- ☐ 手数料 3,900円
- ☐ 履歴書
- ☐ 研究計画書(研究目的、覚醒剤の種類等)
- ☐ 研究室のある建物の平面図
- ☐ 研究室内詳細図(保管場所を明示)
- ☐ 保管場所の写真(施錠及び固定が確認できるもの)又は立体図(寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示)
- ☐ レターパックプラス(新しい指定証を郵送での受取を希望する場合)

手数料納付

●大阪府 健康医療部生活衛生室業務課(本館6階)に申請する場合・・・

POSシステムを用いた大阪府手数料納付窓口での納付

- ・府庁 本館1階:りそな銀行大手支店内 9時～17時(月～金曜日(祝日除く))
- ・府庁 別館1階:エントランス内 9時15分～12時、13時～17時30分(月～金曜日(祝日除く))

●大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野の各保健所に申請する場合・・・各保健所内会計窓口(現金のみ)

業務所の所在地	提出先(窓口)	住所・電話番号
大阪市、堺市、東大阪市	大阪府健康医療部 生活衛生室業務課 麻薬毒劇物グループ	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22 直通 06-6941-9078 代表 06-6941-0351 内線 2558
池田市、能勢町、豊能町、箕面市、豊中市、 吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町	茨木保健所 生活衛生室薬事課	〒567-0813 茨木市大住町 8-11 072-620-6706
枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、 大東市、寝屋川市	守口保健所 薬事課	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 06-6993-3135
八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、 富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村	藤井寺保健所 生活衛生室薬事課	〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36 072-952-6165
和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、岸和田市、貝塚市、 泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町	泉佐野保健所 生活衛生室薬事課	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1 072-464-9681

◆各種申請書・届出書等の様式については別添資料【大阪府ホームページの案内】を参照ください。

2. 覚醒剤研究者の使用数量等報告について

提出期限

令和7年12月15日(月) (郵送の場合、必着)

提出先と提出方法

業務所の所在地の管轄窓口(裏面)に持参又は郵送(レターパックプラスか簡易書留)

- ・大阪府 健康医療部生活衛生室薬務課に提出する場合……1部
- ・大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野保健所に提出する場合…2部

報告の注意

- 提出した報告の控え(コピー)を保管しておいてください。
- 覚醒剤を所有しなかった場合も提出してください。

3. 覚醒剤研究者指定証返納届について

対象者

令和7年12月31日で現在の指定の有効期間が満了し、継続して令和8年1月1日からの指定を受けた者。
(令和7年12月31日の有効期間満了と同時に業務廃止し、令和8年1月1日からの新しい指定の申請をしない場合は、返納届ではなく業務廃止届(現在の指定証を添付)及び指定失効報告(在庫がある場合は、指定失効による譲渡報告または覚醒剤廃棄届も必要)を提出してください。)

提出先 業務所の所在地の管轄窓口(裏面)に持参又は郵送(レターパックプラスか簡易書留)

提出期限

令和8年1月15日(木) (郵送の場合、必着)

提出に必要なもの

- ☐ 覚醒剤研究者指定証返納届
- ☐ 有効期間が満了した覚醒剤研究者指定証